

はじめに

特殊詐欺グループや暴力団等の犯罪組織が得た犯罪収益は、新たな犯罪への「運転資金」や武器調達等の費用に充てられるなど、犯罪組織を維持・拡大するために利用される。したがって、犯罪収益を検知し、調査及び捜査し、凍結、剥奪するとともに、被害回復に充てる等の措置を取ることが必要不可欠である。他方、犯罪組織等は、犯罪収益を次々と移動させるなど、その出所や真の所有者分らないようにする、マネーロンダリング・テロ資金供与・大量破壊兵器の拡散金融（「マネロン等」）を敢行し、捜査機関による犯罪収益の発見や検挙、訴追、没収から逃れようとしている。特に、経済・金融サービスのグローバル化が進んだ今日、マネロン等は、国際的な決済システムを利用して規制の緩い国や金融機関等を抜け道として行われるようになってきている。また、不正に取得した資産等を海外のタックス・ヘブんに設立した法人等で管理する際に、実質的な支配者が見えにくくなるような方法等での資産隠しも行われていると言われている。これらの手法の手助けをする職業専門家の存在も問題視されると共に、法人や信託等での実質的支配者の透明性の向上が重要な課題となっている。

全世界でマネロン等されている資金は、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が、「推計はそもそも困難であるが」との前置きをしつつも、国内総生産の全世界合計の2%から5%と推計しており、極めて大きな金額となっている可能性がある¹⁾。こうした資金の流れを放置すると、前述のように、不正な資金が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に利用され、組織的な犯罪及びテロリズムを助長することとなる。さらに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えるおそれもあり、テロ資金の供与や大量破壊兵器の拡散金融を通じて、テロ行為や大量破壊兵器の開発・拡散を助長することも、我が国や国際社会にとっての大きな脅威となる。また、

1) "The estimated amount of money laundered globally in one year is 2 - 5% of global GDP, or \$800 billion - \$2 trillion in current US dollars. Due to the clandestine nature of money-laundering, it is however difficult to estimate the total amount of money that goes through the laundering cycle."

<https://www.unodc.org/unodc/en/money-laundering/overview.html>

マネロン等対策に脆弱性のある金融機関等に対して、海外では経営陣の交代や高額な罰金を含む処分を課せられる事例も発生するなど、マネロン等対策の不備が金融機関等の経営や株価に与える影響も大きくなっている。これらの状況を踏まえれば、金融機関等の特定事業者においては、リスクの変化に応じた継続的な管理態勢のより一層の高度化が喫緊の課題と言わざるを得ない。

国際社会は、不正な資金の移転が、国境を越え脆弱な規制や不十分な対策の隙について行われるという認識を共有しており、金融活動作業部会（FATF）の多国間枠組みを通じて、マネロン等対策の国際基準の策定・履行を協調して行い、世界全体での対策の実効性向上を図っている。我が国は、世界第3位の経済規模、そして、グローバルな金融センターとして発達した銀行、証券、資金移動、暗号資産、保険、資産運用といった世界有数の金融セクターを有しており、これらの状況的要因（contextual factors）を勘案すれば、マネロン等対策を強化することは、国際社会の一員として当然の責務であり、国際公約でもあり、また、国際的貢献としても極めて意義が大きい。

また、世界の経済が密接に関係しあっている現代においては、2022年2月以降のロシアのウクライナ侵攻と、その世界的な影響を考えれば、海外で起こった事件が日本国内に大きな影響を及ぼすことは自明である。したがって、マネロンのみならず、テロ資金供与や拡散金融に関するリスクと無縁ではなく、我が国において、マネロン等対策を強化することは、国民の安全・安心の確保や経済活動の健全な発展に寄与することになる。

2021年8月に公表されたFATF第4次対日相互審査の結果、我が国のマネロン等対策は、全体として成果を上げていると評価されたものの、金融機関等の監督及び予防措置、法人等の悪用防止、マネロン等の捜査・訴追などについて、更に優先的に取り組む必要があると指摘された。また、FATFでは、マネロン等対策の実効性を高めるため、2025年から開始予定の第5次相互審査に向けた審査手法・手続の改訂が進められており、我が国としては、こうした取組への対応も検討する必要がある。第5次相互審査まで、決して、残された時間は多くはない。

第4次対日相互審査の結果と、第5次相互審査の方向性を勘案すれば、我が国は、以下の4つの柱に基づき、具体的な対策に取り組んでいくことが重

要であろう。

まず、第一に、リスクベース・アプローチの徹底である。国内外のリスク情勢が大きく変化していることを踏まえれば、変化するリスクを適時的確に分析・把握し、そのリスク認識を我が国のマネロン等対策や、マネロン等対策の義務を負っている金融機関や非金融機関についても、リスクベースでのマネロン等対策を強化してゆくことが重要である。各特定事業者が自らの直面するリスクの特定・評価を実施し、リスクの大きさに応じたリスク低減策を適切に実施することが必要である。そして、その中核には、顧客リスク評価に基づく継続的顧客管理と、リスクベースの取引モニタリング、さらに、経済制裁対応が含まれる。これらは、顧客属性、商品・サービス、取引形態、国・地域という要素を踏まえ、網羅的、かつ、的確にリスク評価を実施することが大前提であるが、これらのリスクや外的脅威は常に変化し続けているので、リスクベースの取組は、最新のデータに基づく動的でダイナミックな取り組みである必要がある。

第二に、国際的な協調・連携の強化である。犯罪のグローバル化・複雑化、国際情勢の緊迫化に伴い、国際機関や諸外国との連携強化は、我が国の政策の実効性を高める上でも必要不可欠となっている。諸外国の関係機関やICPO（国際刑事警察機構）、UNODC等の国際機関を通じた連携、捜査共助への迅速かつ的確な対応に加え、監督当局間の国際協力、FATFの議論への積極的な参画やFATF型地域体の活動支援等を通じ、グローバルなマネロン等対策を継続的に強化していく必要がある。また、国際情勢が刻々と変化する状況下において、我が国が「抜け穴」となることのないよう、G7・G20をはじめとする国際社会と緊密に連携し対応していくことが重要である。2023年、日本がG7議長国となることを考えれば、世界的な課題であるマネロン等対策の強化に、日本が率先して取り組んでいくことが求められている。

第三に、関係省庁間や官民の連携強化である。マネロン等対策を戦略的、かつ、実効的に推進するためには、国内で、関係する省庁や民間との共通認識の情勢・連携強化を図るとともに、具体的な取組に対し国民の理解を得ることが重要である。マネロン等のリスクがある商品・サービスを取り扱う大半の業種において業界団体が存在し、事業者のサポートや自主規制規則の策定等を行っているが、こうした業界団体の取組は、政府の取組との相乗効果を生み、対策の実効性向上に寄与する。このため、関係当局としても、各民

間業界団体との連携を強化するとともに、関係する事業者や国民に対するアウトリーチ・広報活動を積極的に実施し、我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性を高めていくことが重要である。

そして、第四に、新たな技術への速やかな対応である。新たな技術の普及に伴い、国内外の経済・金融活動が大きく変化しつつあり、それに伴い顕在化するマネロン等リスクに対し、我が国も速やかに対応することが求められている。特に重要なのは、新たなリスクに目を向けることに加え、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展を取り込み、当局や金融機関等による対策の実効性や効率性の向上も進めていくことである。また、情報の暗号化や匿名化に資する新たな技術の活用を通じ、個人情報保護とマネロン等対策の整合性を採ってゆくことも重要であろう。

そして、これらの対策を効果的に進めてゆく大前提となるのが、マネロン等対策の国際基準を設定し、相互審査を行っているFATFの考え方を知ることである。本書は、マネロン等対策の国際基準であるFATF勧告やその解釈ノート、相互審査の手法、重要なガイダンス文書について、日々、マネロン等対策に取り組んでいる専門家が、その専門性を生かして日本語で解説しているものである。日本語への翻訳においては、正確性と分かりやすさのバランスを取りながら、第4次対日相互審査での日本への指摘、現在の法令・制度等の課題などについても、あえて忌憚のない意見を自由闊達に記載することを基本方針とした。記載の内容については、担当執筆者の意見であり、執筆者が所属する組織の公式見解ではないことは、この場で明確にしておきたい。執筆陣各位のご尽力、並びに、校正やコメント等いただいた各位のご支援に深い感謝と大いなる敬意を表すると共に、本書が、我が国のマネロン等対策の高度化に資するものとなることを祈念して、「はじめに」とさせていただきたい。

“Know the enemy and know yourself; in a hundred battles you will never be defeated.”

Sun Tzu, “The Art of War” ch. 3.

2023年11月

尾崎 寛

目 次

はじめに

凡例

第1章 総論

第1節 「地下資金」とFATF設立の経緯

第2節 FATF基準の俯瞰的理解

第3節 40の勧告の構成

第4節 小括

第2章 有効性検証とFATF相互審査の手法

第1節 有効性検証について

第1款 法令等整備状況検証と有効性検証について

第2款 第4次相互審査における有効性検証

第3款 有効性評価における「求められる水準」

第2節 第4次相互審査におけるメソドロジー文書の概要

第1款 総論

第2款 リスクと状況（Risk and Context）

第3款 業態毎の留意点

第3節 第4次相互評価の総括と第5次相互評価の概要

第1款 第4次相互審査の総括

第2款 第5次相互審査の方向性

第3款 コメント

第3章 FATF勧告の解説

第1節 リスク評価及びリスクベース・アプローチの適用

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第2節 国内の協力及び協調（FATF勧告2）

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント

第3節 資金洗浄の犯罪化

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第4節 剥奪と保全措置

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本における対応
- 第4款 コメント

第5節 テロ資金供与の犯罪化

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第6節 テロリストの資産凍結

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第7節 大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第8節 非営利団体

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント

第9節 金融機関の秘密保持義務に関する法令

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第10節 顧客調査

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第11節 記録の保存

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第12節 PEP

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第13節 コルレス銀行サービス

- 第1款 勧告の内容

- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント
- 第14節 金銭・価値の移転サービス
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本への対応
 - 第4款 コメント
- 第15節 新技術
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本への対応
 - 第4款 コメント
- 第16節 電信送金
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本による対応
 - 第4款 コメント
- 第17節 依拠、統制及び金融グループ
 - 第1款 第三者への依拠
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本への対応
- 第18節 内部統制と海外支店・子会社
 - 第1款 金融機関と金融グループの内部統制及びAML/CFTプログラム
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本への対応
 - 第4款 コメント
- 第19節 高リスク国
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本による対応
 - 第4款 コメント
- 第20節 疑わしい取引の届出
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本による対応
 - 第4款 コメント
- 第21節 疑わしい取引の届出に係るティッピングオフと秘密保持義務
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本への対応
 - 第4款 コメント
- 第22節 DNFBPにおける顧客調査
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本による対応
 - 第4款 コメント
- 第23節 DNFBPによる疑わしい取引の報告義務
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本による対応
 - 第4款 コメント
- 第24節 法人の実質的支配者
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本への対応
 - 第4款 コメント
- 第25節 法的取極の実質的支配者
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本への対応
 - 第4款 コメント
- 第26節 金融機関に対する監督義務
 - 第1款 勧告の内容

- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント
- 第27節 監督当局の権限の確保
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本の対応
 - 第4款 コメント
- 第28節 DNFBPに対する監督義務
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本による対応
 - 第4款 コメント
- 第29節 金融情報機関（FIU）
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本による対応
 - 第4款 コメント
- 第30節 資金洗浄・テロ資金供与の捜査
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本の対応
 - 第4款 コメント
- 第31節 法執行機関及び捜査当局の権限
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本の対応
 - 第4款 コメント
- 第32節 キャッシュ・クーリエ〔現金運搬者〕
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント
- 第33節 統計
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本による対応
 - 第4款 コメント
- 第34節 ガイダンス、及び、フィードバック
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本による対応
 - 第4款 コメント
- 第35節 リスク評価及びリスクベース・アプローチの適用
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本の対応
 - 第4款 コメント
- 第36節 国連諸文書の批准
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本の対応
 - 第4款 コメント
- 第37節 法律上の相互援助、国際協力
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本の対応
 - 第4款 コメント
- 第38節 外国からの要請による資産凍結等
 - 第1款 勧告の内容
 - 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
 - 第3款 日本の対応
 - 第4款 コメント

第39節 犯罪人引渡

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第40節 その他の形態の国際協力

- 第1款 勧告の内容
- 第2款 勧告の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第4章 IO

第1節 IO1について

- 第1款 IO1の内容
- 第2款 IO1の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント

第2節 IO2 国際協力

- 第1款 IO2の内容
- 第2款 IO2の要求事項に係る補足説明
- 第3款 FATF第4次対日審査〔日本による対応〕
- 第4款 コメント

第3節 IO3 金融機関・DNFBPの監督

- 第1款 IO3の内容
- 第2款 IO3の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント

第4節 IO4 金融機関・DNFBPの予防措置

- 第1款 IO4の内容
- 第2款 IO4の要求事項に関する補足説明
- 第3款 日本による対応

第4款 コメント

第5節 IO5 法人等の悪用防止

- 第1款 IO5の内容
- 第2款 IO5の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント

第6節 IO6 金融情報の活用

- 第1款 IO6の内容
- 第2款 IO6の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント

第7節 IO7 資金洗浄の捜査・訴追・制裁

- 第1款 IO7の内容
- 第2款 IO7の補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント

第8節 IO8 犯罪収益等の剥奪

- 第1款 IO8の内容
- 第2款 IO8の補足説明
- 第3款 日本の対応
- 第4款 コメント

第9節 IO9 テロ資金供与

- 第1款 IO9の内容
- 第2款 IO9の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント

第10節 IO10 テロ資金の凍結・NPO

- 第1款 IO10の内容
- 第2款 IO10の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント

第11節 IO11 拡散資金供与

- 第1款 IO11の内容
- 第2款 IO11の要求事項に係る補足説明
- 第3款 日本による対応
- 第4款 コメント

第5章 ガイダンス

第1節 リスクベースの監督

- 第1款 総論
- 第2款 リスクベース監督のためのガイダンス
- 第3款 コメント

第2節 ガイダンス「銀行部門におけるリスクベース・アプローチ」

- 第1款 総論
- 第2款 リスクベース・アプローチ（RBA）に関する説明
- 第3款 監督へのRBAのガイダンス
- 第4款 銀行におけるRBA
- 第5款 コメント

第3節 テロ資金供与／大量破壊兵器拡散金融とテロ資金供与の発見
における金融機関に関するガイダンス

- 第1款 総論
- 第2款 テロ資金供与の犯罪化に関するガイダンス
- 第3款 大量破壊兵器拡散者の資金供与のリスク評価と低減に関するガイダンス
- 第4款 テロ資金供与の発見における金融機関に対するガイダンス
- 第5款 コメント

第4節 仮想資産・ステーブルコイン

- 第1款 総論
- 第2款 改定VASPガイダンス
- 第3款 ステーブルコインレポート
- 第4款 レッドフラッグレポート

第5節 コルレス銀行取引

- 第1款 総論
- 第2款 取引解消（de-risking、デリスキング、リスク回避）問題
- 第3款 KYCCに関する誤解
- 第4款 「GUIDANCE ON CORRESPONDENT BANKING SERVICES」
- 第5款 コメント

第6節 新たな決済サービス関係のガイダンス

- 第1款 総論
- 第2款 本ガイダンス
- 第3款 MVTSGガイド
- 第4款 コメント

第7節 「AML/CFT対策とFinancial Inclusion」

- 第1款 総論
- 第2款 「AML/CFT対策とFinancial Inclusion」のガイダンス

第8節 デジタルIDに関するガイダンス

- 第1款 総論
- 第2款 本ガイダンスの内容について
- 第3款 日本への示唆
- 第4款 コメント

第9節 実質的支配者

- 第1款 総論
- 第2款 「Concealment of Beneficial Ownership」
- 第3款 「BEST PRACTICES ON BENEFICIAL OWNERSHIP FOR LEGAL PERSONS」
- 第4款 コメント

第10節 PEP

- 第1款 総論
- 第2款 FATFガイダンスPEPs（勧告12及び22）の概要
- 第3款 コメント

第11節 「AML/CFT対策とTrade Based Money Laundering」
第1款 総論
第2款 「AML/CFT対策とTrade Based Money Laundering」のガイダンス
第12節 非営利団体
第1款 総論
第2款 「Risk of Terrorist Abuse in Non-Profit Organisations」
第3款 「BEST PRACTICES COMBATING THE ABUSE OF NON-PROFIT ORGANISATIONS (RECOMMENDATION 8)」
第4款 コメント
第13節 「AML/CFT分野における新技術がもたらす利点と課題」
第1款 総論
第2款 「OPPORTUNITIES AND CHALLENGES OF NEW TECHNOLOGIES FOR AML/CFT」
第3款 「STOCKTAKE ON DATA POOLING, COLLABORATIVE ANALYTICS AND DATA PROTECTION」
第4款 コメント
第14節 政府におけるデジタル・トランスフォーメーションに係る報告書
第1款 総論
第2款 マネロン等対策のDXに関する報告書
第3款 FATF大臣生命とDX
第4款 日本への示唆
あとがき

凡 例

1 FATF関係文書の略語

本書では以下の用語を次表に定める意味で用いる。

FATF基準	FATF「The FATF Recommendations -INTERNATIONAL STANDARDS ON COMBATING MONEY LAUNDERING AND THE FINANCING OF TERRORISM & PROLIFERATION-(Updated March 2022)」との文書を指す。
FATF勧告	FATF基準のうち、FATF勧告の本体を指す。注釈ノートを含まない。 ※本書では、FATF勧告の各勧告を指す場合、単に「勧告●」と表記する場合がある。
注釈ノート	FATF基準のうちの「Interpretative Note」を指す。 ※第3章の各節において、単に「注釈ノート」と記載する場合は、その各節で取り上げている個別の勧告に係る注釈ノートを指す。
FATF用語集	FATF基準のうちの「Glossary」を指す。
メソドロジー	FATF「Methodology FOR ASSESSING TECHNICAL COMPLIANCE WITH THE FATF RECOMMENDATIONS AND THE EFFECTIVENESS OF AML/CFT SYSTEMS」(Updated March 2022)を指す ¹⁾ 。 ※第3章の各節において、「メソドロジー○●」と記載する場合は、メソドロジーにおける勧告○に係る審査項目の●項を意味する。 ※第4章の各節において、「メソドロジー○●」と記載する場合は、メソドロジーにおけるIO ○に係るCore Issueの審査項目の●項を意味する。
第3次対日報告書	2008年10月17日付「THIRD MUTUAL EVALUATION REPORT ANTI-MONEY LAUNDERING AND COMBATING THE FINANCING OF TERRORISM —JAPAN—」を指す ²⁾ 。
第4次対日報告書	2021年8月付「Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures —JAPAN— Mutual Evaluation Report」を指す ³⁾ 。
対日フォローアップ報告書	2022年9月14日付「FATF対日相互審査フォローアップ報告書」を指す ⁴⁾ 。

1) <https://www.fatf-gafi.org/countries/j-m/japan/documents/mutualevaluationofjapan.html>

2) <https://www.fatf-gafi.org/publications/mutualevaluations/documents/fatf.methodology.html>

3) <https://www.fatf-gafi.org/publications/mutualevaluations/documents/fur-japan-2022.html>

4) <https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20210830/20210830.html>

2 法令の略語

本書では、法令名に関し以下の略語を用いる。

犯収法	「犯罪収益の移転に関する法律」を指す。
外為法	「外国為替及び外国貿易法」を指す。
組織犯罪処罰法 組犯法	「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」を指す。
麻薬特例法 麻特法	「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」を指す。
テロ資金等提供処罰法	「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を指す。
テロ資金等凍結法	「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を指す。
実特法	「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を指す。
振込詐欺救済法	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」を指す。
刑訴法	「刑事訴訟法」を指す。
米国銀行秘密法	米国の「The Bank Secrecy Act」を指す。
英国犯罪収益法	英国の「Proceeds of Crime Act 2002」を指す。
欧州マネロン指令	EUの「DIRECTIVE (EU) 2015/849 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 May 2015 on the prevention of the use of the financial system for the purposes of money laundering or terrorist financing, amending Regulation (EU) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council, and repealing Directive 2005/60/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Directive 2006/70/EC」を指す。
欧州マネロン罪指令	EUの「DIRECTIVE (EU) 2018/1673 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 October 2018 on combating money laundering by criminal law」を指す。
欧州金融等情報活用指令	EUの「Directive (EU) 2019/1153 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 laying down rules facilitating the use of financial and other information for the prevention, detection, investigation or prosecution of certain criminal offences, and repealing Council Decision 2000/642/JHA」を指す。
英国2019年AML法	「The Money Laundering and Terrorist Financing (Amendment) Regulations 2019」

3 その他の文書の略語

本書では、下記の文書について、以下の略語を用いることがある。

FATF	
PEP	重要な公的地位を有する者(Politically Exposed Persons)
[DNFBP	非金融業者及び職業専門家 (Designated Non-Financial Business and Professions)
TCSP	信託・カンパニーサービス業者 (Trust and Company Service Provider)
RBP リスクベース・アプローチ	Risk Based Approach
STR	疑わしい取引の届出
金融庁マネロンガイドライン	金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を指す。
経産省マネロンガイドライン	経済産業省「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」, 「郵便物受取サービス業における マネー・ローンダリング及び テロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「宝石・貴金属等取扱事業者における マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を指す。
経産省・農水省マネロンガイドライン	経済産業省・農林水産省「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を指す。
総務省マネロンガイドライン	総務省「電話受付代行業及び電話転送サービス業における マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を指す。
金融庁マネロンガイドラインFAQ	金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)」を指す。
行動計画	2021年8月公表の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を指す ⁵⁾ 。
年次報告書	警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」を指す。
危険度調査書	警察庁「犯罪収益移転危険度調査書」を指す。
パブリックコメント	政府が政省令等についての意見募集を行った結果として通常公表される政府 (担当官庁) による回答を指す。
マネロン等対策政策会議	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議

5) https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20210830_2.pdf

4 その他の用語

ウィーン条約	麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約
パレルモ条約	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約
テロ資金供与防止条約	テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約

FATF基準の原文・翻訳について

FATF基準の原文に係る著作権の帰属

FATF基準に関する第一次的な著作権は FATFにある。複製又は翻訳には、権利者の明示的な許諾が必要となる。

FATF (2012-2022) , International Standards on Combating Money Laundering and the Financing of Terrorism & Proliferation, FATF, Paris, France
<https://www.fatfgafi.org/media/fatf/documents/recommendations/pdfs/FATF%20Recommendations%202012.pdf>

本書でのFATF基準の利用についても、FATFから許諾を事前に得ている。なお、本書に掲載したFATF文書の翻訳は、あくまで仮訳であり、原文が正である。

FATF基準の訳文について

本書におけるFATF基準（勧告・注釈ノート・用語集）の翻訳については、中崎隆弁護士の翻訳に依拠している。中崎隆弁護士によるFATF基準などの翻訳については、下記のウェブサイトからご覧いただくことができる。

<https://nakasaki-law.com/FATF>

第1章

総論